明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（一九）　三
〔告示〕
○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生に関する件（外務三九八）　七五〇
○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一・十二条に基づく日本国政府とオーストラリア政府との間の実施取極の署名に関する件（同三九九）

本号で公布された法令のあらまし

◇経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（条約第一九号）（外務省）

この協定は、我が国とオーストラリアとの間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、自然人の移動、競争及び消費者の保護、知的財産、政府調達等の幅広い分野での協力を強化するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）
透明性、公衆による意見提出の手続、行政上の手続、審査及び上訴、秘密の情報、租税、例外、他の協定との関係、実施取極、合同委員会の設置等について定める。

2　物品の貿易（第二章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げることを定めるほか、セーフガード措置等について定める。

3　原産地規則（第三章関係）
産品が締約国の原産品とされる要件等について定める。

4　税関手続（第四章関係）
両締約国の税関手続に関する透明性、協力及び情報の交換等について定める。

5　衛生植物検疫に係る協力（第五章関係）
衛生植物検疫措置に関する両締約国間の更なる協力、調整当局の指定等について定める。

6　強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第六章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払うことについて定めるほか、透明性、調整当局の指定等について定める。

7　食料供給（第七章関係）
一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、一九九四年のガット第一一条2(a)の規定に基づくいかなるものも導入し、又は維持しないよう努めること等について定める。

8　エネルギー及び鉱物資源（第八章関係）
各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、一九九四年のガット第一一条2(a)又は第二〇条(g)の規定に基づく又は適合してとられるいかなるものも導入し、又は維持しないよう努めること等について定める。

9　サービスの貿易（第九章関係）
一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等について定める。

10　電気通信サービス（第一〇章関係）
公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用等に関する締約国の措置等について定める。

11　金融サービス（第一一章関係）
一方の締約国は、自国内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国内において同様の状況にある自国の金融サービス提供者が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可すること等について定める。

12　自然人の移動（第一二章関係）
一方の締約国は、第一二章の規定等に従い、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可すること等について定める。

13　電子商取引（第一三章関係）
両締約国間における電子送信に対する関税不賦課の慣行の維持、デジタル・プロダクトの無差別待遇、電子商取引又はその発展を不当に禁止・制限しないことの確保、電子署名に関する規制の採用・維持の禁止、電子商取引を利用する消費者保護の措置を採用・維持することの重要性等について定める。

14　投資（第一四章関係）
一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを定めるほか、特定措置の履行要求の禁止、一般的例外等について定める。

15　競争及び消費者の保護（第一五章関係）
各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること、反競争的行為に対する取組による競争の促進について協力すること等について定める。

16　知的財産（第一六章関係）
知的財産の保護に関する内国民待遇、地理的表示の保護に関する措置、植物の新品種に対して与える保護、国境措置、民事上の救済並びに刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使等について定める。

17　政府調達（第一七章関係）
対象調達に関する措置についての内国民待遇、調達に関する手続等について定める。

18　経済関係の緊密化（第一八章関係）
経済関係の緊密化のための協力、連絡部局の指定等について定める。